平成２６年（フ）第１５２号
静岡県富士市森下69番地の１　メゾンブルーパロット202号
債務者　松本寿美子
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２３７号
高知市神田342番地３　豊永荘２Ｆ西
債務者　西森　範子
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３号
山形県鶴岡市平京田乙８番地
債務者　髙橋　　圭
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第３２５号
神奈川県小田原市国府津2753番地
債務者　上原　　明
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９１号
松江市西川津町4314番地コーポ一樹201号
債務者　松本　　宏
１　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４０号
香川県木田郡三木町大字池戸2962番地１　フォブールいけのべ―201
債務者　羽方　加奈（旧姓岡上・森）
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６０号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町220番地34　町営草壁住宅Ｄ－８
債務者　江南　陽一
１　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８８号
茨城県取手市宮和田２番地　コーポ藤代102
債務者　大内田照文
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
茨城県取手市宮和田82番地８
債務者　加藤　廣高
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
茨城県取手市藤代42番地１
債務者　工藤　　慎
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
茨城県牛久市牛久町25番地１
債務者　小林奈緒美（旧姓香取）
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
茨城県守谷市薬師台１丁目18番地７
債務者　西村　雅勝
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１８０号
大阪市浪速区戎本町１丁目５番18号　ＶＩＬＬＡなにわＰＡＲＴ―Ⅱ603号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目５番24号
債務者　林　　公美
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１９号
横浜市西区平沼２丁目３番16―705号
債務者　小坂　義一
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０２号
横浜市青葉区あざみ野２丁目24番地12　ドリームハイツＢ―101
債務者　後藤寿々子
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３３２号
横浜市青葉区青葉台２丁目17番地13　吉田荘102号
債務者　森田　りゑ
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部